

平成29年度 学校いじめ防止基本方針

平成29年度 学校いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」は人権尊重の理念に基づき、札幌市立豊明高等養護学校の生徒一人一人が、安全安心かつ心身とも健やかに充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止に向け日常の指導体制を定め、教職員が積極的に介入し未然防止と早期発見・早期解決を図るため策定するものである。

1. いじめの定義と学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法条文より抜粋）

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法 第8条 ※1 基本理念は第3条）

学校及び学校の教職員は、基本理念（※1）に乗っ取り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2. 本校の基本理念

(1) いじめは「どの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、その防止等に向けて学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として毅然とした態度で取り組んでいく。また、「いじめは人間として許されない行為」という認識のもと、被害者の立場に立って生徒の発達段階に応じて適切に指導を進める。

(2) いじめ問題の対応は、学校が一丸となって全ての職員が組織的に対応する。また、保護者や地域と連携し、関係機関の協力や支援を得ながら、いじめから生徒を救うとともに、未来を担う生徒に人権尊重や尊厳の保持、生命の大切さ等を理解させ、規範意識・倫理観の向上を図る。

3. いじめ対策に向けた基本姿勢

- いじめの未然防止の徹底
- いじめの早期発見・早期対応
- いじめに対する組織的な対応

4. いじめの未然防止のための取組

全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送る」ために、生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、生徒が授業や作業等で達成感、成就感を味わうこと等により自己有用感、自尊感情を育てることに努める。

(1) 「いじめ」についての理解を深める

① 何がいじめなのか

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成していくために、平日頃から、教職員と生徒が「いじめとは何か」といういじめの特質について認識を共有するよう心がける。

いじめが発覚した時に「いじめていたという認識はなかった」ということがないように、生徒の発達段階に応じて、日常的に「してはいけないこと」を具体的に意識付けをしていく。そして、見て見ぬふりをすることや、知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを理解させる。また、初めは些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることを理解させるよう努める。

② いじめられている生徒の気持ちを理解する

教科や作業、学級活動などあらゆる活動の場面等において、いじめられている側の気持ちを理解できるようにする。いじめられている生徒は、周りの友人や親や教員などに相談

できずに、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。「誰かに相談したらもっとひどくなる」「親に心配をかけたくない」「弱い人間だとバカにされる」などのいじめられる側の気持ちを理解することで、いじめを許さない風土や誰かに相談することの大切を共有する。

③いじめの加害の側の指導、支援もきめ細かに行う

いじめは、いじめられた生徒の側に立って指導することが最も重要であるが、いじめの加害の生徒の立場に立つことも重要である。「なぜ、いじめてしまうのか」という視点で、当該の生徒や保護者、周辺の教職員や生徒から話を聴く。生徒の特性に応じた適切な指導がなされてきていなかったり、過去にいじめられていた経験があったり、家庭環境等が大きく変化していないか等の背景を様々な角度から探る。

いじめの再発防止のためには、スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にして、一人一人の生徒の背景を丁寧に把握し、個に応じた指導をする。

④いじめが発生した集団への対応

いじめを見ていたり、同調・荷担していた生徒に対しても自分の問題として考えさせる。また、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2)豊かな心の育成

①心の教育に、生徒の発達の段階を踏まえ、教育活動全体を通じて取り組む。

- ・優しさや思いやりの心を育む。
- ・規範意識を醸成する。
- ・ともに助け合い、支え合う等の受容的で互恵的な活動をとおして、生徒一人一人の心を育む。

②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ・生徒会活動における、ポスターやスローガン等の作成、掲示による啓発活動。
- ・生徒総会や委員会活動を利用し、生徒が主体的に取り組む呼びかけ等の活動。
- ・全校集会等。

③人間関係を構築するための素地の育成

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
生徒の発達の段階に応じて、「ありがとう」「どういたしまして」「ごめんね」「いいよ」など、人間関係の基本的なやり取りを身に付ける機会を設ける等して、心の通い合う人間関係を築く素地を作る。

④自己肯定感、自己有用感をはぐくむ

- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め尊重し合える態度を養う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

⑤生徒の主体的な活動の推進

- ・生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりの時間や場所を確保する。その中で、生徒が仲間や大人から認められているという思いを得られるよう工夫することにより、生徒一人一人が互いを認め合い協力する素晴らしさを感じ、生徒が自らいじめのない社会を築き上げていくよう、生徒の自己肯定感や自己有用感を育む。

⑥家庭や地域との連携によるいじめの未然防止

- ・日常的に保護者と連携を図り、信頼関係を構築し、家庭での生徒への接し方や言葉掛けについて話題にすること等により未然防止に努める。

5. いじめの早期発見・早期対応について

(1) 早期発見について

①教職員がいじめを積極的に認知する

- ・「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」「いじめは見つけにくい」という認識の下、生徒が発する小さなサインや不安や悩みにいち早く気付くよう努める。
- ・暴力を伴わないいじめは気付かずに見過ごしやすいことから、些細な兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いをもつなど、日常的な観察や声かけ等の関わりにより、生徒の変容を見出す。
- ・声をかけた生徒の反応が「大丈夫」というような疑いを否定するような反応であっても、他の教職員と情報を共有し、他に同様に感じていた教職員がいないかどうか、気になる情報がないかどうか、職場全体から情報を収集する。
- ・学級、学年における生徒の人間関係にとどまらず、他学年との関わりや部活動、校外のクラブ活動等、あらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- ・登下校時の観察、健康観察、欠席日数の検証、校内事例研修会等により、日常からの教職員全体での情報共有を行う。
- ・保護者と連携して情報を収集し、信頼関係を構築することを重視しながら、今後の協力についても依頼する。

②アンケートや教育相談の計画的な推進

- ・アンケートや教育相談を実施し、生徒の様子を客観的に把握する。
- ・アンケートについては数量的な分析・評価にとどまることなく、複数の教職員で空欄や消した痕に至るまで質的な分析・評価に心掛け、生徒の心の内面に迫る努力をする。
- ・教育相談については、生徒の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にしながら、生徒に心的負担を与えないよう実施する。

(2) 早期対応について（いじめに対する措置）

生徒同士のトラブルやいじめを認知した場合は、原則として次の①～⑧の対応を速やかに行う。（①～⑧の対応はあくまでも原則であり、状況に応じて対応をする）

①速やかに組織的に対応する

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、教職員一人一人の責務と役割を果たし速やかに組織的な対応を行う。

②いじめを受けているとされる生徒やいじめを知らせてきた生徒の安心・安全を確保する

- ・生徒が心配していること、不安に思うことを十分に聴き取り、「あなたが悪いのではない」「絶対に守り通す」と伝え、心のケアに努める。
- ・登下校、休み時間、放課後など見守りを行うなど安全確保に努め、それを生徒及び保護者に伝える。

③速やかに関係する生徒の保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める

- ・原則として、事実が確認されるまでは、保護者に誤解を与えないよう留意する。
- ・いじめられた生徒の保護者には、家庭訪問等により直接保護者と会って、途中段階であっても事実関係をその日のうちに迅速に伝える。また、対応策について丁寧に説明し、了承を得る。

④事実関係の確実な把握を行う

- ・生徒への聴き取りについては、生徒の精神的な負担が伴うため、十分配慮して行う。
- ・事実確認と指導とは明確に区別し、共感的な姿勢で聴き取りを行う。

- ※1 複数の生徒が関わっている場合は、一人一人個別に同時刻に聴き取りをすることを原則とし、授業時間内で事情を確認しなければならない緊急の場合は、教員間での連携のもと慎重に行う。
- ※2 事実確認については、当事者である生徒だけではなく周辺にいた生徒にも必ず行う。5W1Hを基本とし、加害の具体的な行為や言葉、回数、部位など、できるだけ具体的に把握する。

- ・担当教諭が、聴き取りをした全ての関係教諭に対して、集約したいじめの事実関係を説明し、間違いがないか、新たに思い出したことはないかどうかを再確認する。
- ・記録化し、関係した生徒（加被害双方）の保護者や教育委員会への説明及び報告の準備をする。

⑤再発防止に向けた保護者への対応

- ・事実関係に基づき、状況に応じて適切な方法で関係する保護者に事実に基づく説明を行い、再発防止への協力を要請する。
- ・いじめた生徒の保護者にも、事実関係を正確に伝え理解を得た上で、被害家庭への謝罪など以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。生徒の抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し再発防止に努める。
- ・いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な支援を行う。また、定期的に学校と関係する保護者が情報交換を行い、いじめの再発等がないか注意深く対応して再発防止に努める。

⑥教育委員会への報告

- ・学校から教育委員会へ、いじめの発生及び対応について適時報告するとともに、対応について助言を得る。

⑦いじめの措置

◆ 加害児童生徒への指導

<教育的指導>

- ・いじめ行為についての指導
- ・今後の生活指導
- ・児童相談所など関係機関との連携
- ・他校の児童生徒との間のいじめの場合は、他校との連携のもと慎重に行う。
- ・教室以外や校外における生活の指導
 - ※出席停止措置について検討する必要がある場合は、事前に市教委と十分な協議を行う。

<法的措置>

- ・事実関係の把握において、起きたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは、対応について速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

◆ 被害児童生徒への指導

- ・心のケアについて、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら行う。
- ・いじめの再発について、不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制に係る計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

◆ 周りの児童生徒への指導

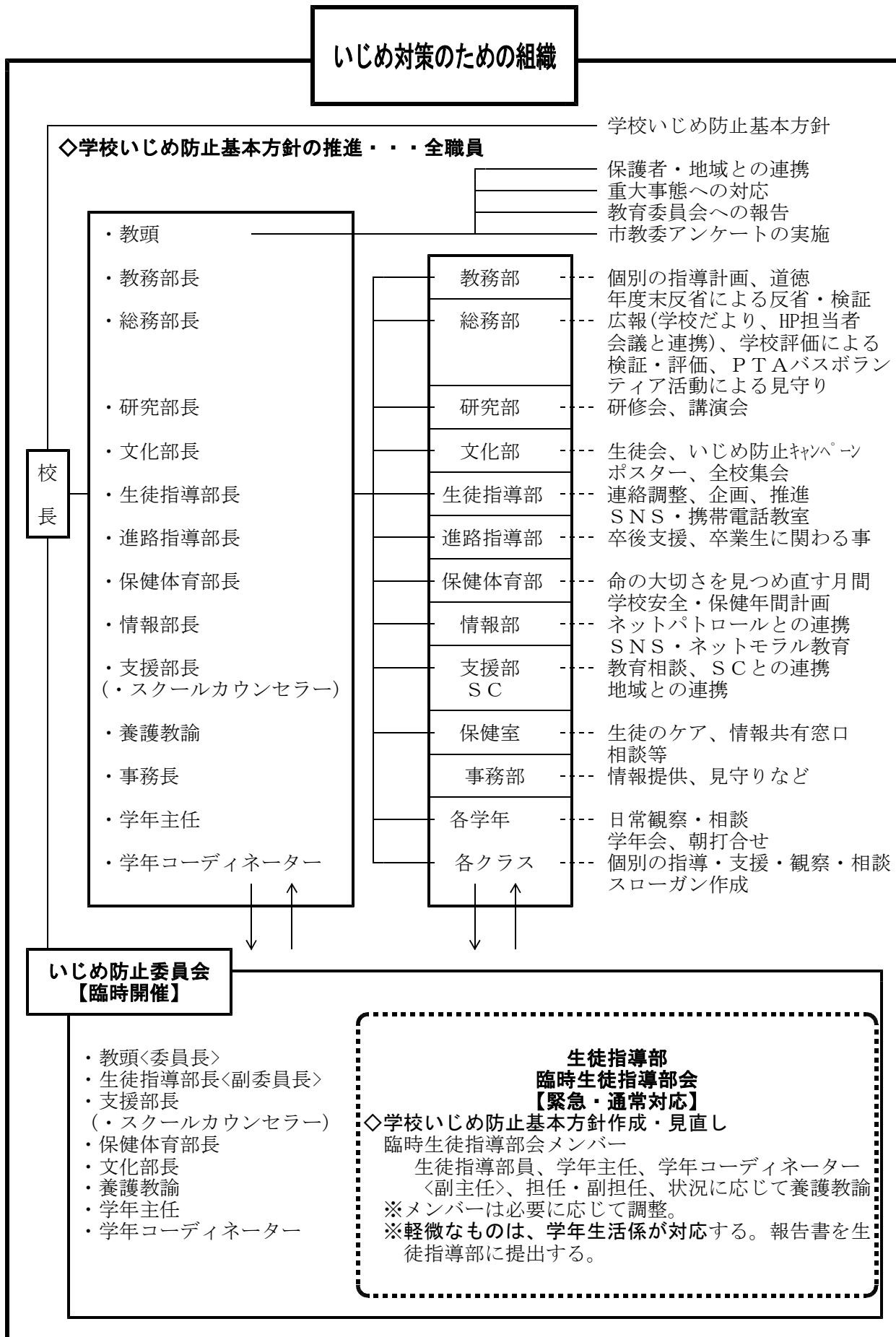
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることは、いじめを深刻化させることになることを改めて指導する。
- ・被害児童生徒と保護者の了承のもと、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を生徒のプライバシーに十分留意して行う。

⑧いじめの解決

いじめの解決は、当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめ、他の生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの生徒全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

したがって、当事者間における謝罪の指導が済んだ後においても、再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていくよう努める。

6. 組織



組織的ないじめ対応の流れ

いじめ情報の把握

- ・全職員で生徒へのかかわり、日々の観察などから情報を得る。
- ・変化に気づいたら過小評価せずに、担任、学年主任、生徒指導部に報告、教職員で情報共有。
- ・アンケートや教育相談の計画的な推進。

正確な事実確認

- ・いじめ行為はその場で指導。
- ・生徒、保護者、地域などからのいじめの苦情相談を受けた場合は、真摯に傾聴。
- ・周囲の生徒を含め関係生徒から速やかに聞き取り。
- ・同時刻、個別の聞き取りと記録化
- ・学年主任や生徒指導部長から管理職に報告

チームづくり 指導方針の決定

- ・臨時生徒指導部会の招集、役割分担。
- ・指導、支援の方針を決定。
- ・全教職員でいじめの事実の共通理解を図る。
- ・教育委員会、関係機関との連携。

生徒への指導・支援

- ・被害の生徒に寄り添い心のケアに努める。安全確保のため、休み時間などの見守りを実施。
- ・加害の生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。

保護者との連携

- ・保護者と会って、事実関係をその日のうちに伝える。
- ・いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する。

再発防止

- ・指導、支援体制に修正を加える。
- ・被害の生徒と保護者の了承を得て、再発防止のための学級指導や学年指導等を行う。
- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める。

◆いじめに関する電話相談窓口等

<電話での相談窓口>

- いじめ電話相談（少年相談室）（24 時間） 0120-127-830
- 全国統一の教育相談ダイヤル（24 時間） 0570-078-310（ナビダイヤル）
- いのちの電話 011-231-4343（24 時間） 0570-783-556（ナビダイヤル）
- 子どもアシストセンター 0120-66-3783（子ども専用電話）
011-211-3783（大人用）
- 札幌市児童相談所 011-622-8630
- 子ども安心ホットライン 011-622-0010
- 子ども人権110 番 0120-007-110
- チャイルドライン 0120-99-7777

<メールでの相談窓口>

- 子どもアシストセンター assist@city.sapporo.jp

◆インターネットを通じて行われるいじめに関する事案への対処

- (1) パソコン、携帯電話、スマートフォン等からインターネットの掲示板等への誹謗中傷等の書き込みなどは、その部分を印刷・保存し、対応策を協議する。（早期対応が必要ないじめの事案に対処するため、教育委員会が行う専門業者によるネットパトロールを実施しているため、連携して対処する。）
- (2) 誹謗中傷等の書き込みについては、当該生徒の保護者、あるいは当該保護者から依頼を受けた本校が、削除依頼を行う等の対応をする。
- (3) 情報部や教科「情報」において必要な知識、基本的な技能の学習を継続して行い、情報モラル教育を進める。